

制 度 名	農業者向け融資制度	[県、市町村]
対 象 者	経営意欲と能力のある農業の担い手 ① 認定農業者（市町村長に農業経営改善計画の認定を受けた農業者や法人） ② 認定新規就農者（市町村長に青年等就農計画の認定を受けた農業者や法人） ③ ①及び②以外で農業を営む者（もっぱら農業を生業とする者）	
内 容	<p>○ 制度の概要 上記の対象者が農業経営の展開を図る上で必要とする資金について、国や県等が利子補給や利子助成を行い、低利で融資するもの。</p> <p>○ 主な資金の概要 (注) 貸付利率は、令和5年4月19日現在</p> <p>1 農業近代化資金 農業経営の近代化のために必要な施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 • 貸付限度額 ①個人の場合：1,800万円以内 ②法人の場合：2億円以内 • 貸付利率 0.45～0.70%（貸付条件等により異なる） • 償還期限 15年以内（うち据置期間7年以内）</p> <p>2 新規就農者等農地取得資金：認定農業者及び認定新規就農者 農業経営を開始又は、規模拡大を進めるために必要な農地等の取得に要する資金 • 貸付限度額 ①個人の場合：1,800万円以内 ②法人の場合：3,600万円以内 • 貸付利率 0.70%（市町村が利子補給する場合：0.15%） • 償還期限 10年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>3 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な農地、施設・機械等の取得、改良等に要する資金及び長期運転資金 • 貸付限度額 ①個人の場合：3億円以内 ②法人の場合：10億円以内 • 貸付利率 0.45～0.70%（貸付条件等により異なる） • 償還期限 25年以内（うち据置期間10年以内）</p> <p>4 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）：認定農業者のみ 「農業経営改善計画」の達成に必要な短期運転資金 • 貸付限度額 ①個人の場合：500万円以内 ②法人の場合：2,000万円以内 • 貸付利率 1.5% • 償還期限 1年以内（農業経営改善計画期間中は借換可）</p>	
窓 口	・取扱金融機関 資金1、2：農業協同組合、中国銀行、玉島信用金庫、津山信用金庫、吉備信用金庫 資金3：(株)日本政策金融公庫、農業協同組合 資金4：農業協同組合 ※融資の相談は上記の金融機関のほか、県民局、市町村でも受け付けています。	
備 考	県農林水産部組合指導課HP： http://www.pref.okayama.jp/soshiki/50/	

制度名	漁業近代化資金利子補給事業	[県]
対象者	資本装備の高度化及び経営の近代化に役立つ事業を行う漁業者等	
内容	<p>○ 制度 漁業の近代化のために漁業者及び漁業協同組合等が、漁船、養殖施設等を取得する資金について、県が利子補給を行うもの。</p> <p>○ 借受者最終利率 (R5.4.1現在) 年1.0%以内 (利子補給率 年1.25%又は1.05%)</p> <p>○ 漁業近代化資金の概要</p> <p>(1) 資金の種類と融資対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船 (1号資金) ・漁船漁具保管修理施設等 (2号資金) 養殖池、漁業用資材保管施設、水産種苗生産施設、水産物加工施設等 ・漁場改良造成用機具等 (3号資金) 漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、水産物等運搬用機具等 ・漁具等 (4号資金) 漁具、養殖いかだ、はえなわ式等の養殖施設 ・水産動植物の種苗の購入又は育成 (5号資金) 成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの ・漁村環境整備施設 (6号資金) 漁村情報処理・通信施設、漁船船員臨時宿泊施設等 ・農林水産大臣特認 (7号資金) 特定の漁家住宅資金、初度的経営資金等 <p>(2) 貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付け1件ごとの限度 事業費の8割 ・貸付金合計残高の最高限度 1,800万円 (ただし、漁業経営の形態・規模等に応じて一定の限度まで拡大) <p>(3) 償還期限 5年～20年 (うち据置期間2年～3年)</p>	
窓口	・最寄りの漁業協同組合 ・農林中金岡山支店 〒700-0826 岡山市北区磨屋町9-18-101岡山県農業会館内 Tel 086-222-0714	
備考		

制 度 名	中小企業者向け融資制度 [県]									
対 象 者	<p>3 1～3 2 ページに記載のとおり</p> <p>ただし、次の要件のすべてに該当することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条に規定する企業組合であること。 ・県内に主たる事業所を有し、原則として1年以上継続して、岡山県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。 （ただし、新規創業資金及び事業承継対策資金は別に定めるところによる。） ・県税を滞納していないこと。 ・手形交換所又は電子債権記録機関による取引停止処分を受けていないこと。 ・岡山県信用保証協会（岡山県信用保証協会以外の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。 ・現に岡山県信用保証協会の保証を受けている場合は、その保証付き融資を適正に償還していること。 ・暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当しないこと、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にないこと、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。（いずれも、法人にあっては役員を含む。） 									
内 容	<p>○ 制 度</p> <p>金融機関への利子補助と岡山県信用保証協会への保証料補助により、中小企業者の負担軽減を図っている。</p> <p>○ 資 金 の 種 類</p> <p>○ 融 資 条 件</p> <p>3 1～3 2 ページのとおり</p>									
窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱金融機関（県内に本店を有する金融機関は本・支店、それ以外は県内支店） <p>中国銀行、鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、トマト銀行、もみじ銀行、香川銀行、愛媛銀行、高知銀行、みずほ銀行、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、津山信用金庫、水島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、備前日生信用金庫、倉吉信用金庫、笠岡信用組合、朝銀西信用組合、商工組合中央金庫</p> ・岡山県信用保証協会 <table> <tr> <td>保証経営支援部</td> <td>〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23</td> <td>Tel 086-243-1122</td> </tr> <tr> <td>倉敷支所</td> <td>〒710-8691 倉敷市大島54-2</td> <td>Tel 086-425-3103</td> </tr> <tr> <td>津山支所</td> <td>〒708-8691 津山市大手町3-4</td> <td>Tel 0868-22-7276</td> </tr> </table> 	保証経営支援部	〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23	Tel 086-243-1122	倉敷支所	〒710-8691 倉敷市大島54-2	Tel 086-425-3103	津山支所	〒708-8691 津山市大手町3-4	Tel 0868-22-7276
保証経営支援部	〒700-8732 岡山市北区野田2-12-23	Tel 086-243-1122								
倉敷支所	〒710-8691 倉敷市大島54-2	Tel 086-425-3103								
津山支所	〒708-8691 津山市大手町3-4	Tel 0868-22-7276								
備 考										

資金の種類	融資の対象者	融資条件					担保及び保証人 信託保証
		資金用途	(申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち居置期間)	(⑨7. ⑪4. ⑬を除く変動金利)	保証料率	
創業期 新規創業資金 ①	次のいずれかに該当する者 1 1か月以内に事業を開始する個人 2 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する中小企業者 3 事業を継続しつつ新会社を設立する中小企業者 4 事業を開始した日から5年を経過していない会社 5 設立の日から5年を経過していない会社 6 中小企業者が事業を継続しつつ設立した新会社であって、その設立から5年を経過していない会社 7 4に該当する者であつて、新会社を設立したものが事業稼業により事業の全部又は一部を承継する会社 8 スタートアップ創出促進保証の対象となる者	※融資が事業者が必要とする運送資金 左記に掲げる者が行う事業に必要な設備等 左記に掲げる者が行う事業又は設備等と一体的に取得得する土地の取得資金を含む)	1個人・企業者 3, 500万円	10年以内 (2年以内) ※融資が事業者が必要とする運送資金 左記に掲げる者が行う事業に必要な設備等 左記に掲げる者が行う事業又は設備等と一体的に取得得する土地の取得資金を含む)	年1.35%以内 ※融資対象者がが8の場合には、保証協会所定の保証料率	年0.70% ※融資対象者がが8の場合には、保証協会所定の保証料率	無担保、無保証人と する ※融資対象者がが3又は それからまでのい 保証会に保証する 保証会の定めるところによる
小規模企業支援 資金(小口等組) ②	小規模企業者 〔常時使用する従業者の数が20人以下(製造業・宿泊業) 組合 〔構成員のうち3分の2以上が小規模企業者で構成され しているもの ※小規模企業支援資金(小口等組)については、小口等組 企業保証の対象となる小規模企業者又は組合に限る〕	事業経営に必要な運送資金、設備資金(土地 の取得資金を除く)	1企業者 組合 ※融資限度額は小口等組 との合計 2, 000万円 5, 000万円	10年以内 (2年以内) ※融資限度額は一般との 合計	年1.80%以内	保証料率Ⅰ	原則として無担保とし、保証人は保証協 会の定めるところによる
拡大期 事業活性化 短期資金 ③	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 1年内に代金の回収が見込まれる売買契約、前買契約 等を締結する者(今後締結することが確実であると認め られる者を含む) 2 事業者に対する売買契約又は卸販売等を保有する者(期 間賃貸を担保とする場合は、法人に限る)	事業経営に必要な運送資金	1企業者(組合) 5, 000万円	1年内	年1.65%以内	保証料率Ⅱ	原則として無担保とし、保証付き 保証会の定めるところによる
持続期 経営革新資金 ④	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 国又は県の承認を受けた経営革新計画に従つて事業を行 う者 2 次のいずれかに該当し、融資対象となる事業の実施により、 り、保が別に定める年度に収益性の向上が見込まれること につき、新規事業、新商品、新サービスの開発又は提供、販 路開拓、販売拡大等を行う者 (1) 新規事業、新商品、新サービスの開発又は提供、販 路開拓、販売拡大等を行う者 (2) 自主開拓、新エネルギー、医療・福祉機器、航空機又 は新素材開拓の分野の事業を行う者 (3) 織維、耐火物、ステンレス加工又はハイオマスク・CLT開 発の分野の事業を行う者 (4) ベンハウンド等の経営開拓の分野の事業を行う者 3 中小企業等経営強化手法に基づく先端設備導入計画の認 定を市町村から受けた者	1 融資対象者①・2 事業の実施に必要な運送資金及び設備 資金(土地の取得資金を除く)	1企業者(組合) 5, 000万円	1年内 (2年以内)	年1.80%以内	保証料率Ⅲ	金融機関又は保証協 会の定めるところによる
成長期 新エネルギー 対策資金 ⑤	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	融資対象者③ 先端設備導入計画における先端設備等の導入 の導入に必要な資金(土地の取得資金を除 く)	1企業者(組合) 1億円	10年以内 (2年以内)	年1.00%以内	※経営革新運営保証・先端設備 等導入計画による	無担保とし、保証人が2の 場合、融資対象者がが2の 場合は、先端設備等導入 の場合は年0.70%
成熟期 新エネルギー 対策資金 ⑥	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 新エネルギーの導入を行う者 2 環境保全を行う者	1(1) 新エネルギー利用率の促進に関する特別 措置法に基づく新エネルギー利用等を行う 設備の設置に必要な資金(土地の取得資金 を除く) 1(2) 事業用のクリーンエネルギー自動車・光電 設備等の購入に必要な資金(土地の取得資金 を除く) 2(1) 洪水防護等の公害防止施設の整備に 必要な資金 2(2) 公害防止が困難な場所等の移転に必要な 資金 2(3) 建工エネルギー設備の設置に必要な資金 2(4) 再生資源を原材料として利用する製品の製 造に必要な設備の設置又は改善に必要な 資金 2(5) フロン類(クロロフルオロカーボン(CFC)、ハ イドロクロロフルオロカーボン(HFC)又は ハイドロフルオロカーボン(HFO))の使用施設 のバッファーアクセス等の回収装置又は回収施 設の設置に必要な資金 1 事業又は設備及び設備資金 のバッファーアクセス等の導入 に必要な資金 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融 資対象者がが3の場合によ る)	1企業者(組合) 8, 000万円	10年以内 (2年以内) ※融資対象者がが3の場合によ る 1.65%以内 1年以内	保証料率Ⅰ 保証料率Ⅳ	金融機関又は保証協 会の定めるところによる ※融資対象者がが3の場合によ る	融資対象者が が1の場合は、保証 協会の定めるところ による ※融資対象者がが3の 場合は、据置期間 1年以内 無保証人とする
事業承継特別保証 資金 ⑦	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12 条第1項の認定を受けた者(当該認定を受けた中小企業者 の代表者を含む) 2 事業承継計画において事業承継を行う者 3 事業承継特別保証の対象となる者	1 事業承継特別保証の対象者がが3の場合によ る 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金(融 資対象者がが3の場合によ る)					融資対象者が が1の場合は、保証 協会の定めるところ による ※融資対象者がが3の 場合は、無保証人と する

資金の種類	融資の対象者	融資条件				備考	
		資金用途	(申込金額は10万円単位)	融資期間 (うち据置期間)	融資料率 (⑨7、⑩4、⑪3を除き変動金利)		担保及び保証人
大 賃 (持 続 資 金 等)	働き方改革を推進するための取組を行う次のいずれかに該当する中小企業者又は組合						融資対象者は3の場合は、(公財)岡山県産業振興財團の推薦が必要
	1 労働時間の短縮、休暇の取得促進、子育て応援、健康経営等に取り組む者 2 諸機能の充実を目的とした施設又は設備の設置又は改修を行なう者 3 人手不足の解消を目的とした効力化設備の導入により、知事が別に定める程に生産性の向上が見込まれることにつき、(公財)岡山県産業振興財團の推薦を受けた者	1企業者(組合) 1億円	10年内 (2年内)	年1.00%以内	保証料率Ⅰ	金融機関又は保証協会の定めるところによる 必要に応じ保証付き 保証	
危 機 時	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合						融資対象者が1～3の場合は、(セーフティネット保証)による 必要に応じ保証付き 保証
	1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(同項第1号から第4号まで又は第6号までのいずれかに該当することについて市町村長の認定(セーフティネット保証)を受けた者に限る) 2 中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者 3 知事が指定する災害又は経済危機の影響を受けている者 4 事業継続計画(BCP)を策定し、又は実施する者 5 防災対策を実施する者 6 経済産業大臣から認定を受けた(連携)事業継続力強化計画に基づき設備投資を行なう者 7 伴走支援特別保証の対象となる者(新型コロナ特別対応)	1企業者(組合) 8,000万円 ※融資対象者が5の場合 は、1億円	10年内 (2年内)	融資対象者が1又は2の場合は、年1.15%以内 ※融資対象者が3から6までのい ずれかの場合は、年1.65%以内 ※融資対象者が7の場合 は、10年内 (5年内)	保証料率Ⅰ ※融資対象者が6の場合には、年0.70%。 ※融資対象者が7の場合には、 当初3年間 年0.50%以内 4年目以降 年1.15%以内	金融機関又は保証協会の定めるところによ る 必要に応じ 保証付き 保証	
再 生 期	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合						融資対象者が1～3までのい ずれかの場合は、年1.65%以内 ※融資対象者が7の場合には、 当初2年間 年0.50%以内 3年目以降 年1.15%以内
	1 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づく再生計画に従つて事業を行なうもの 2 岡山県中小企業活性化協議会事業に基づき支授することが決定された経営改善計画に従つて事業再生を行うもの 3 岡山商工会議所、食農商工金融団、岡山商工金融団特別相談室又は岡山県商工会連合会が実施する中小企業経営改善等支援事業に基づく経営改善計画に従つて事業再生を行うもの	1企業者(組合) 8,000万円 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	15年内 (2年内)	年1.65%以内	保証料率Ⅰ ※事業再生計画実施開運保証通用の場合は、保証協会所定の保証料率	原則として無担保と し、保証人は保証協 会の定めるところによ る 必要に応じ 保証付き 保証	
経 営 生 存	次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合						融資対象者が1～3までのい ずれかの場合は、年1.65% 以内 ※融資対象者が4の場合は、 当初2年間 年1.15%以内 3年目以降 年1.15%以内
	1 中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者 2 為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者 3 最近3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少している者 4 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油価格・物価の影響により、最近1か月の売上高等が前年年間比5%以上減少した後、その後の2か月を含む3か月間の売上高等の月平均が、前年同期比で5%以上減少見込みの者	1 経営の維持及び設備資金(土地の取得資金を除く) 1企業者(組合) 8,000万円 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金 (融資対象者が4の場合を除く)	10年内 (2年内)	年1.65%以内	保証料率Ⅰ ※融資対象者が1の場合は、 年0.80%	金融機関又は保証協 会の定めるところによ る 必要に応じ 保証付き 保証	
お か や ま 中 小 企 業 再 生 資 金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 直前期の決算において经常損失を計上しており、経営改善に取り組む者 2 認定支援機関の支援を受け、経営改善に取り組む者	1 経営の安定のために必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 1企業者(組合) 8,000万円 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	10年内 (2年内)	年1.65%以内	保証料率Ⅰ	金融機関又は保証協 会の定めるところによ る 必要に応じ 保証付き 保証	
	1 事業再生の計画の実施に必要な運転資金及び設備資金(土地の取得資金を除く) 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金 事業再生計画実施開運保証(感染症対応型)の対象となる者	1企業者(組合) 8,000万円 2 保証協会の保証付き借入金の返済資金	15年内 (5年内)	年0.20%		金融機関又は保証協 会の定めるところによ る 必要に応じ 保証付き 保証	